



平成24年度 事業計画

東京湾水先区水先人会

1. 基本方針

難航を極めた上限認可料金の設定も決着を見、公示後直ちに各水先人の届出が実施され、新年度に向けた動きが始まった。

当会もいよいよ新ビルに移転し、新年度から各事業所業務が整理されて本当の意味での業務統合を迎えることになる。

旧制度下で開業した水先人、新制度下で入会した水先人そして新しく生まれた三級水先人全員が一つになって東京湾水先人会を盛り上げていかねばならない。次年度はその意味で、新東京湾水先人会元年とも言えよう。

平成23年度は、航路航行義務違反、灯浮標接触、岸壁接触等々いろいろなトラブル・ヒヤリハットが続発した。

平成24年度はこれらの反省に立って再度水先法の原点に立ち返り、昨年同様以下の基本方針のもとに業務を取り進めたい。

(1) 会員の品位の保持

順法精神は元より全ての面で他の範となる気構えと自負を持つための諸施策を実施する。

(2) 会員の技術の維持・向上

顧客から信頼される高いスキルを維持し、高品質の水先サービスを安定的に提供するための施策を実施する。

(3) 適正かつ円滑な水先業務遂行のための体制整備

教育訓練センターを中心とした水先人の養成、指名制度の継続的な運用等を行うための業務遂行体制の整備を図る。

2. 重点目標

(1) 定期的に入会してくる三級水先人の新人実務研修を引き続き実施し、約一年を目途に単独業務に移行できるよう教育する。

(2) 技術研修会の定期的開催や新規に導入する操船シミュレーターの活用等により会員の技術の向上を図る。

(3) 新水先業務管理システムを有効に活用し、水先業務運営の効率化、適格化を目指す。

(4) 二人乗り大型船の主水先人養成を計画に従い実施し、大型船の安全な運

航を確実にする。

- (5) 新就業基準及び新就業表に基づき、出来る限り公平、公正且つ効率的な水先人の配乗を行なう。

3. 各事業

会則第4条に定める事業に関し、具体的に実施する内容

(1) 会員の品位保持に関する諸施策の実施

- ① 連合会の実施する研修の受講
- ② 会員の継続的かつ定期的健康管理の実施
- ③ 各法定委員会の活用
- ④ ISO 品質管理システムの運用

(2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務の実施

- ① 料金請求收受業務、会員の行なう水先の引受及び配乗等のオペレーション業務の効率的運用
- ② 指名制度の適正な運用
- ③ 通し水先業務の推進
- ④ 情報公開
- ⑤ 新水先業務管理システムの運用
- ⑥ ユーザー対応窓口等を活用したユーザーの意見の吸い上げ
- ⑦ 各常設委員会の定期的開催

(3) 水先人の養成に関し必要な事務の実施

- ① 新入会員（一級水先人／三級水先人）の新人実務研修の実施
- ② 水先修業生（一級水先修業生／三級水先修業生）の水先実務修習の実施
- ③ 会員に対する技術研修の実施
- ④ 教育訓練センターにおける教育計画の立案／推進
- ⑤ 操船シミュレーターの活用

(4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署等との連絡協議

- ① 日本水先人会連合会の要請等による理事その他の役員及び委員等の派遣
- ② 各外郭団体に対する理事その他の役員及び委員等の派遣

以 上